

避難準備情報について

小 佐 野 委 員

(意見)

避難勧告発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させるためには、避難準備情報をトリガーにして住民の避難準備を促進することが有効であると考えます。

(理由)

名称が一般にわかりやすい。

既に、全国の自治体の2割が避難準備情報を制度化し、名称が定着してきつつある。

避難準備、避難勧告、避難指示の意味合い・位置づけを明確化し、避難情報の体系化を図ることが可能である。

住民の避難に対する物理的・心理的負担を軽減し円滑に避難を完了させるためには、避難勧告が発令されるような状況に至るまでのより早い段階から避難の準備(情報の収集・確認、家族への連絡、非常用持出品の用意等)を進めることが必要であり、そのためのトリガー情報に対する名称として「準備」という語句を含めることが適当である。

市町村が次に実施すべき避難勧告の発令作業に向けて体制を整えていることを対外的に(住民、自主防災組織、消防団・水防団、防災関係機関等に対して)明示できる。

災害時要援護者に対する避難支援プランを発動するためには、災害時要援護者だけでなく避難支援者となる家族、近隣者、ヘルパー等を含む一般の住民が同時期に避難に向けた準備行動を開始する必要がある。